次なる感染症危機に向けての準

鉄は熱いうちに打て!

内閣感染症危機管理統括庁内閣審議官

吉添圭介



鉄は熱いうちに打て!

っていた。 進めないといけない」とその防災担当者は言 に次の災害への準備をできる限りしっかりと 人が長い間強く記憶に残すということは難し いた。もちろん忘れてはならないが、全ての られてしまう」と、ある防災担当者がつぶや いのが現実だ。「だからこそ、その3年の間 「災害が起こっても、3年もたてば忘れ去

まの企業でも混乱があり、大きな影響を受け また、経済も大きなダメージを受けた。皆さ たのではないか。 の生活を一変させた。多くの人が亡くなり、 新型コロナウイルス感染症は世界中の人々

> 今すぐにでも来る可能性もある。そういう意 感染症の経験が多くの人々の脳内に強烈に残 感染症危機は必ず来る。新型コロナウイルス であり、すでにそれから1年半がたった。次の ある。逆に、次の感染症危機が3年もたたずに、 企業においてもしっかりと準備をする必要が っている今のうちに、政府、自治体等と共に、 上の5類感染症となったのは2023年5月 この新型コロナウイルス感染症が感染症法

> > 動計画ガイドライン)の改定について簡単に すべきことについて説明する。 中心に、企業が次の感染症危機に備えて準備 ドラインの一つである「事業者・職場におけ 紹介する。その後、13ある政府行動計画ガイ る新型インフルエンザ等対策ガイドライン」 (以下、事業者・職場ガイドライン)の内容を

政府行動計画の改定

ものであり、次の2点を主な目的としている。 政府行動計画は、2013年に策定された

感染拡大を可能な限り抑制し、

および健康を保護する

味でも、少しでも早く準備をする必要がある。

本稿では、まず、政府が進めている準備の

小となるようにする 国民生活および国民経済に及ぼす影響が最

政府行動計画ガイドライン」(以下、政府行 動計画)および「新型インフルエンザ等対策 エンザ等対策政府行動計画」(以下、政府行 うち、2024年夏に行った「新型インフル

国民の生命

危機管理と事業継続力の強化に向けて

策定されたBCP

は計画の実効性を確保するために非常に重要

⑦の「訓練・研修の実施と計画の見直し」

動計画ガイドラインが発出されたことを機に まえて、すでにBCPの見直しなどを行って いる場合もあろうが、政府行動計画や政府行 皆さまの企業では、新型コロナの経験を踏

次なる感染症危機に備えて

のためには、

計画を作って安心してしまうの

有効に機能するものでなければならない。

早期にぜひ実施してほしい項目である。また 図表2に示した通り、①の「コロナ時の対応 していただきたい。 (BCP)の作成(改定)」について、よく検討 の企業があれば、記憶がなくならないうちに を踏まえた課題の洗い出し」は、もし未実施 改めて見直しを検討していただきたい。特に 「5の内容も踏まえ、

⑥の「業務継続計画

ンがある。感染症対策については、災害対策 方法を選択していただきたい。 め、企業の実情等に応じて、より使い と共通する部分も多いが、別の要素も多いた どの工夫をしている)、という二つのパター の部分については章立てを別個に記載するな BCPを一つ作成している(感染対策の固有 を別個に作成している、オールハザ 災害対策のBCPと感染症危機管理のBCP なお、企業によってBCP の作成方法は、 ード型の ・やすい

業者・職場ガイ 業界団体等にお に関する資料や、 各種の業務継続 公開されている らず、各省庁の ドラインのみな 今回紹介した事 情があるため、 様々な個別の事 ウェブサイトで

種によっては、 必要があり、業 企業の実情に合 ものにしていく り実効性の高い 重要である。また、 ではなく、訓練や研修をしっかり行うことが ったものとする たPDCAサイクル フィードバックし、 BCPは、各 を回すことで、 計画の改善を行うといっ 訓練等で得られた結果を

対策をよ

参考資料 図表3

以下のHPに「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」や「新型インフル エンザ等対策政府行動計画ガイドライン」などを公開中(ご参照下さい)

〇内閣感染症危機管理統括庁HP:

• 政府行動計画等

https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html

各項目別ガイドライン

(特に「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイ ドライン」を参考にして下さい)

https://www.caicm.go.jp/action/plan/guideline/index.html

次の感染症危機に備え、事業者の皆さまに心がけて いただきたいこと

(中小企業も含め、全ての事業者に向けて作成されたものであ ることにご留意下さい)

https://www.caicm.go.jp/business/business_gl_overview.pdf



O内閣府防災担当HP:

事業者向けのガイドライン等

(特に内閣府が策定している「事業継続ガイドライン」や経済産 業省が策定している「中小企業BCP策定運用指針」を参考にし て下さい)

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/kigyou/keizoku/sk.html



きたい。 を参照されたい については、 るガイドライン等もあわせて参照していただ また、 内閣府、 全般的なBCPの策定方法等 主な参考資料を図表3に掲 経済産業省等の資料等

新しい政府行動計画の概要

①平時の準備の充実	・平時から実効性のある訓練を定期的に実施 ・関係機関の間で連携体制の構築
②対策項目の拡充等	・全体を3期(準備期、初動期、対応期)に分けて記載 ・6項目だった対策項目を13項目に拡充。内容を精緻化
③幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え	・新型インフルエンザ・新型コロナウイルス以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理・状況の変化に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え
④DXの推進	・予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DX を進め、国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備
⑤実効性確保のための取り組 み	・実施状況を毎年度フォローアップ・おおむね6年ごとに改定

図表2 次の感染症危機に備えた企業の準備項目(主なもの) (例)		
①コロナ時の対応を踏 まえた課題の洗い出 し	コロナ時の経験やその時に感じた課題を洗い出し、その課題に着 手する	
②情報収集や連絡体制 の整備	国や都道府県等が発信する最新の情報を収集しつつ、緊急時に事業者間や関係者との情報共有や連携が円滑に進むよう、各所の連絡先を確認しておく	
③基本的な感染対策の 準備	基本的な感染対策について、情報収集や従業員への周知といった 準備をしておく (有事においては、マスク・咳エチケットや手指消毒といった基本 的な感染対策に加えて、流行している感染症に有効な対策として 国等から発信される最新情報も踏まえた対策が重要)	
④発生時の役割分担の 確認	感染対策や業務の継続に関して、誰がどのような意思決定を行う かについて、あらかじめ役割を決めておく	
⑤業務の分類	各業務について、強化すべき業務(感染症対応のために新たに発生が見込まれる業務)、継続すべき業務(最低限の経営の維持に必要な業務)、一時的に縮小すべき業務(急を要さず後日に回しても影響が少ない業務)について整理しておく	
⑥業務継続計画 (BCP) の作成 (改定) (①~⑤の内容を踏ま えて)	感染拡大時に従業員の健康を守り、かつ可能な限り経済的な負担を軽減する観点から、①~⑤の内容を踏まえて業務継続計画を策定する計画の際には、人員(業務継続に必要な最小限の人数の把握等)や物資(マスクや消毒用アルコール、その他業務の継続に必要な物資等)といった業務継続に不可欠な資源を洗い出しておくことが重要	
⑦訓練・研修の実施と 計画の見直し	定期的に従業員の研修や訓練(机上訓練など)を実施する。訓練 等を通じて課題が判明した場合は、計画の見直しを行うなど、計 画の実効性の維持や向上に努める	

ても、 このガイドラインを参考にしながら、 と考えられる内容を示したものである。業種 策や重要業務の継続を検討するに当たり必要 的に示した政府行動計画ガイドラインについ 症対策の計画と実行を促進するため、 ガイドラインがある。これは、事業者の感染 などの事業者向けに作成された事業者・職場 13あるガイドラインの中の一つに、主に企業 政府行動計画に定められた内容をより 2024年8月に全面的に改定した。 また企業によって状況は異なるが 感染対

動は、 政府行動計画を参考に、感染症の種類などに 済活動の安定の確保のため、感染対策の実施 ユー)を示したものである。実際の有事には、 等の要請や影響を受けた事業者への支援を行 (BCP)の策定の勧奨や必要な支援を行うべ (準備期)において国が事業者の業務継続計画 新しい政府行動計画(図表1)では、 様々な感染症を想定して選択肢(メニ 政府行動計画に記載された有事の行 有事(対応期)において国等が社会経 などが記載されている。 平

るとともに何回も流行の波が来るような感染

りに全面改定した。

感染症の経験から、 載されていた。

ウイルスが次々に変異す 新型コロナ ては、抗インフルエンザウイルス薬のみが記

方で、

ウイ

症による危機にも対応できる社会を目指 過去に流行した感染症のみならず幅広い感染

政府行動計画を約10年ぶ

への対応が念頭にあり、

例えば治療薬につい

この旧計画では、主に新型インフルエンザ

症についても想定しておくことの重要性など

が明らかになった。このような経験も踏まえ

応じた「基本的対処方針」が作成され、

の変化に伴い機動的に見直される。

政府行動計画ガイドライン改定

月刊 経団連 2024 · 12